

入院時の食事療養費変更について

令和6年6月1日より 入院時の食費の患者負担額が 変更になります

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、厚生労働省において入院時食事療養費が見直され患者負担額が下記の通り改定となります。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担額）			
区分		令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
70歳未満	70歳以上	※全医療機関共通の値上げ金額となります。	
区分ア	現役並Ⅲ	460 円/食	490 円/食
区分イ	現役並Ⅱ		
区分ウ	現役並Ⅰ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	210 円/食	230 円/食
		160 円/食（※長期該当）	180 円/食（※長期該当）
	低所得Ⅰ	100 円/食（包括病棟の方） （療養病棟医療区分3,2の方）	110 円/食（包括病棟の方） （療養病棟医療区分3,2の方）
		130 円/食（療養病棟）	140 円/食（療養病棟）

※(長期該当)住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院期間が90日を超えた方は、保険者へ長期該当の申請を行わなければ減額の適用は受けられません。また、適用は病院へ提示のあった月からです。

※指定難病の方は260円/食から280円/食へ変更となります。